

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（重量制限） 第 4 条 前条の規定により空港施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、<u>航空機等級番号</u>（国際民間航空条約の附属書14に規定する<u>航空機等級番号</u>をいう。）が<u>68</u>を超える航空機を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。 2 [略] 附 則 1・2 [略] 3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第 2 項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年 1 月 1 日から<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第 2 項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。	（重量制限） 第 4 条 前条の規定により空港施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、<u>航空機分類等級</u>（国際民間航空条約の附属書14に規定する<u>航空機分類等級</u>をいう。）が<u>873</u>を超える航空機を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。 2 [略] 附 則 1・2 [略] 3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第 2 項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年 1 月 1 日から<u>令和10年 3 月 31 日</u>までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第 2 項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。